

第2期会津美里町保健事業実施（データヘルス）計画・第3期特定健康診査等実施計画【概要版】

第1章 保健事業実施（データヘルス）計画

第1節 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的事項

1. 背景

特定健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用してPDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善)に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためデータヘルス計画を策定した上で、保健事業を進めていくことが求められています。

2. 保健事業実施計画（データヘルス計画）の位置づけ

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針により策定

※ 国・県の各種計画や、町の関連各種計画との整合性を図ります。

3. 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

4. 関係者が果たすべき役割と連携

国保担当が主体となり保健師等の専門職と連携し計画を推進します。また、計画の実効性を高めるため、福島県国民健康保険団体連合会、保健事業支援・評価委員会、福島県、福島県医師会との連携・協力を努めます。

5. 保険者努力支援制度

医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度で、財政上のインセンティブを活用し健康課題解決を目的とした戦略的な保健事業の実施を推進します。

第2節 地域の健康課題の把握

1. 地域の特性

2. 第1期計画の振り返りと考察

特定健康診査の受診をきっかけとして、生活習慣病の発症と重症化のリスクが高い方には保健指導や医療機関への受診勧奨を実施してきましたが、それでもアプローチが必要なリスク因子者が多いのが現状です。リスクが高い方には経年での健診結果把握と経過観察、必要に応じて医療機関と連携した保健指導を実施することが重要です。

3. 地域・健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

健康課題「脳血管疾患」、「慢性腎不全」、「虚血性心疾患」の医療費が増加傾向にあるため、それらの発症に関わる下記事項を課題とします。

○メタボ該当者・予備群該当者、特に血圧の有所見者を減少させる必要があります。

○医療費を圧迫する慢性腎不全（人工透析）の発症を抑制するためにも、CKD重症度分類により、重症度リスクが高い方を医療につなげていく必要があります。

○重症化予防対象者のうち、半数以上がメタボ該当により特定保健指導対象者と重複していることから、特定保健指導を徹底し継続した支援を行っていく必要があります。

4. 目標の設定

(1) 目的

脳血管疾患、糖尿病性腎症、虚血性心疾患を減らし、健康格差の縮小を図ることとします。

(2) 成果目標

中長期的な目標の設定

医療費が高額となる疾患、人工透析となる疾患及び要介護認定者の有病状況の多い疾患である、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の増加抑制を図ります。

短期的な目標の設定

脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の血管変化における共通のリスクとなる、高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等を減らしていきます。

第3節 保健事業の内容

1. 保健事業の方向性

共通のリスクとなる糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の減少を目指すために、特定健診における血糖、血圧、脂質の検査結果を改善していくこととします。

2. 重症化予防の取り組み

- (1) 脳血管疾患重症化予防
- (2) 糖尿病性腎症重症化予防
- (3) 虚血性心疾患重症化予防
- (4) 特定健康診査等受診率向上

3. ポピュレーションアプローチ

第4節 地域包括ケアに係る取り組み

高齢者の包括的な支援に繋げていくため、地域の医療・介護・保健・福祉サービスの関係者とのネットワークや、情報共有の仕組みによる地域包括ケアの構築に取り組みます。

第5節 計画の評価・見直し

中間評価を3年後の平成32年度に行い計画を見直します。また、平成35年度には最終評価を行い、評価を踏まえ次期計画策定に取り組みます。

第6節 その他計画策定にあたっての留意事項

計画書は、ホームページや広報紙等により公表・周知を図ります。

第2章 第3期特定健康診査等実施計画

第3期特定健康診査等実施計画

1. 第3期特定健康診査等実施計画について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定

計画期間：平成30年度から平成35年度までの6年間

2. 達成しようとする目標

平成35年度までに特定健康診査受診率60%、特定保健指導率60%の達成を目標とします。(国の目標と同様)

3. 特定健康診査等の対象者数

4. 特定健康診査等の実施方法

(1) 特定健康診査等

集団健診：町内公共施設、施設健診：町が指定する医療機関

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果から特定保健指導の対象者を選定します。さらに、追加リスク等により、動機付け支援と積極的支援に区別し、特定保健指導を実施します。

5. 個人情報の保護

6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

計画書は、ホームページや広報紙等により公表・周知を図ります。

7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等の結果データをもとに実施率等を把握し、目標値に対する達成状況を点検・評価します。また、必要に応じて実施計画を見直します。

8. その他

住民の利便性を考慮し、各種がん検診等との同時実施に努めます。